

# 神戸市工事請負総合評価委員会 設置要領

令和 8 年 4 月 9 日改正  
建設局長決定

## (趣旨)

- 第 1 条 この要領は、神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領（行財政局長決定）（以下「実施要領」という）第 3 条第 2 項の規定にある、神戸市工事請負総合評価委員会（以下「委員会」という）の設置に関し、組織、運営等の必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に定めがない事項については、「実施要領」の規定による。

## (所掌事務)

- 第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること
  - (2) 総合評価落札方式を適用する工事の決定に関すること（実施要領第 3 条第 2 項）
  - (3) 評価基準の設定に関すること（実施要領第 6 条第 3 項）
  - (4) 技術評価点の決定に関すること（実施要領第 11 条第 2 項）
  - (5) 学識経験を有する者への意見聴取に関すること
  - (6) 技術評価点に対する苦情の申し立てに関すること
  - (7) 履行義務違反に対する措置の実施に関すること
  - (8) その他必要が生じた事項

## (委員会の組織)

- 第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員長には建設局部長（技術管理担当）、副委員長には建設局技術管理課課長（工事監理担当）、建築住宅局技術管理課長、建築住宅局設備課長をもってあてる。

## (委員長の職務)

- 第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長が職務を代理する。

## (委員会の運営)

- 第 5 条 委員長は、第 2 条に規定する事務で、必要と認めるときに委員会を招集する。
- 2 委員会は、第 3 条で規定する委員の過半数の出席をもって成立する。
  - 3 委員会の審議において、議決が必要な場合は、出席委員の過半数以上の意見をもって決するものとする。ただし、出席委員の可否が同数又は意見がまとまらない場合は、委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 5 委員長は、必要と認めるときは、書面開催によって第 2 条に掲げる事務を行うことができる。
  - 6 委員会は、非公開とする。
  - 7 委員が欠席し代理出席とする場合は、委任状を以って認める。

### (審査会の設置)

第6条 委員会は、第2条(4)及び(7)の事務について、工事案件毎に総合評価委員会技術審査会(以下、「審査会」)を設置し、審議する。

- 2 審査会の審議は、委員会の審議とみなす。
- 3 審査会は、WTO型、標準型、標準型(高度技術評価)の場合、会長を含む審査員5名で組織し、簡易型(実績確認型)、簡易型(社会貢献評価型)の場合、会長を含む審査員3名で組織する。
- 4 会長は、委員の中から、委員長が指名する。また、委員長は、会長を兼ねることができる。
- 5 審査員は、委員及び工事の設計・施工・監督等を担当する所属の課長級職員から、委員長が指名する。

### (審査会の運営)

第7条 審査会は、指名された審査員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会長は、審査会の議事を進行する。
- 3 審査会の審議において、出席審査員の意見の可否が同数または意見がまとまらない場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、審査員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 審査会への代理出席は、認めない。
- 7 会長は、必要と認めるときは、書面開催によって審査会の審議を行うことができる。

### (秘密を守る義務)

第8条 委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 委員会及び審査会の庶務は、建設局技術管理課において行う。

### 附則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年4月21日から施行する。
- 4 この要領は、平成22年7月7日から施行する。
- 5 この要領は、平成22年8月19日から施行する。
- 6 この要領は、平成23年6月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成24年6月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年10月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成26年8月14日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年5月14日から施行する。
- 11 この要領は、平成28年4月14日から施行する。
- 12 この要領は、平成29年4月12日から施行する。
- 13 この要領は、平成30年4月18日から施行する。

- 14 この要領は、平成31年4月11日から施行する。
- 15 この要領は、令和2年4月13日から施行する。
- 16 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 18 この要領は、令和4年5月1日から施行する。
- 19 この要領は、令和5年4月10日から施行する。
- 20 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 21 この要領は、令和6年4月22日から施行する。
- 22 この要領は、令和6年7月31日から施行する。
- 23 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 24 この要領は、令和7年4月9日から施行する。
- 25 この要領は、令和8年4月9日から施行する。

(別表)

神戸市工事請負総合評価委員会 委員名簿

・建設局部長（技術管理担当）	委員長
・建設局技術管理課課長（工事監理担当）	副委員長
・建築住宅局技術管理課長	副委員長
・建築住宅局設備課長	副委員長
・行財政局契約監理課長	
・環境局施設課課長（大規模改修担当）	
・経済観光局農政計画課課長（農林土木担当）	
・建設局森林・防災部河川課長	
・建設局道路工務課長	
・建設局下水道部管路課長	
・建設局下水道部施設課課長（設備担当）	
・建設局公園部部長（整備担当）	
・都市局工務課課長（工務・鉄道担当）	
・都市局産業団地整備課長	
・建築住宅局住宅建設課長	
・建築住宅局住宅建設課課長（設備担当）	
・建築住宅局建築課課長（工事監理担当）	
・港湾局工務課長	
・港湾局工務課課長（建築担当）	
・港湾局工務課課長（設備担当）	
・水道局部長（配水担当）	
・水道局技術企画課課長（技術管理担当）	
・水道局浄水統括事務所設備課課長（機械担当）	
・水道局浄水統括事務所設備課課長（営繕担当）	
・交通局高速鉄道部施設課長	
・交通局高速鉄道部施設課課長（計画担当）	